令和2年度

定期・行政監査結果報告書

総務部・街づくり計画部

所沢市監査委員



所 監 第 5 7 号 令和 2 年 1 2 月 2 8 日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様 所沢市議会議長 末 吉 美帆子 様

所沢市監査委員 渡邊 豪

同 能登則之

同 青木利幸

同 大石健一

定期・行政監査結果について(報告)

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政 監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に より、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期 • 行政監査

第2 監査の対象

総務部(文書行政課・危機管理課・職員課・契約課)

街づくり計画部(都市計画課・市街地整備課・開発指導課・建築 指導課・狭山ケ丘区画整理事務所・所沢駅西口 区画整理事務所)

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

第4 重点監查項目

監査の実施に当たり、重点監査項目を次のとおり設定した。

- 1 総務部
- (1) 事務管理体制 (機密情報、個人情報の漏えい・紛失、不正アクセス)
- (2) 契約・経理事務(法令遵守)
- (3) その他監査委員が必要と認める事務事業等
- 2 街づくり計画部
- (1)事務管理体制(不十分な事務の引継ぎ、進捗管理の未実施、 個人情報の漏えい、個人情報の紛失)

- (2) 組織管理体制(説明責任の欠如)
- (3) その他監査委員が必要と認める事務事業等

第5 監査の範囲及び対象事項

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務事業の執行

第6 監査の期間

令和2年10月16日から令和2年12月28日まで

第7 監査の方法

重点監査項目を設定し、試査又は精査による監査を実施した。

また、対象部署の長に対し提出を求めた資料と書類・諸帳簿等を 主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認するとともに、令和 2年11月18日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和2年11月16日に物品等調査及び施設調査を行い、 実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設の一覧は、別紙のとおりである。

第8 監査の結果

1 総務部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されている ものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①物品の管理について

備品管理台帳や消耗品管理簿に記載のない物品については、不明瞭な使途や処分があったとしても、現在は物品取扱員が把握できない状態にあることから、今後は、使用目的、耐用年数等を勘案の上、リスト等を作成するなどして管理されたい。

[契約課]

2 街づくり計画部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されている ものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①今後の公営住宅の在り方について

公営住宅については、古いもので昭和40年代に建設された建物があり、今後、大規模改修等が見込まれることから、所沢市公共施設等総合管理計画を進めるにあたっては、市民の公営住宅へのニーズ等を勘案し、公営住宅の在り方について様々な視点から検討されたい。

[市街地整備課]

調查施設一覧

令和2年11月16日 実施

総務部

消防団第5分団詰所消防団第9分団詰所

街づくり計画部 市営住宅上安松団地 市営住宅並木団地 狭山ケ丘区画整理事務所 所沢駅西口区画整理事務所